

第 20 回障がい者制度改革推進会議における質問事項への文部科学省回答

「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 2 次基本方針）」
（関連部分抜粋）

第 2 文化芸術の振興に関する基本的施策

9. 国民の文化芸術活動の充実

国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境を整備し、心豊かな社会を実現していくため、特に、高齢者、障害者、青少年などへのきめ細かい配慮等を図りつつ、次の施策を講ずる。

(2) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 文化芸術活動の公演・展示等において、高齢者、障害者、子育て中の保護者等が文化芸術を享受しやすいよう、施設のバリアフリー化、字幕や音声案内サービス、託児サービス、利用料や入館料の軽減など対象者のニーズに応じた様々な工夫や配慮等を促進する。
- 高齢者、障害者、子育て中の保護者等の文化芸術活動を支援する活動を行う団体等の取組を促進する。